

日時：平成29年2月27日（月）  
午後2時から午後4時まで  
場所：愛知県自治センター4階 第3会議室

第二種特定鳥獣管理計画(案)に係る意見

番号	計画	項目	意見の概要	県の対応
1	イノシシ	計画の背景	農業被害拡大の要因として、イノシシの生息数を直接観察できないことを挙げるのは不適と考えられる。	P.1 文章 「一方では、生息数を直接観察できないことから、野生鳥獣の管理をする上では自然界での様々な不確実性の要因が存在することを考慮する必要がある。」と修正します。
2	イノシシ	計画の目的	計画の目的として、「イノシシの地域個体群の長期にわたる安定的な維持」は前提である。その前提のもと、積極的に管理を行うことを明記すべきである。	P.2 文章 「鳥獣保護管理法に基づき、現時点の知見をもとに従前の特定計画を見直し、新たな特定計画を策定し、イノシシの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を前提としつつ、農業被害等の未然防止又は減少等を積極的に図ることにより、人とイノシシの適切な関係を構築する。 このため、近年の急速な生息数の増加や分布域の拡大、被害増加の懸念に対処する積極的な捕獲等を進め、生息数・生息密度を減少させることとする。」と修正します。
3	イノシシ	目標を達成するための施策の基本的な考え方	語句として「高密度エリア」や「中密度エリア」を用いるのは正確性が欠けると考える。また、「重点管理エリア」と「管理エリア」の併記は誤解を招く恐れがある。	P.13 文章 「このため対象区域を地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農業被害等の減少を図る重点管理エリア、分布域の縮減に重点を置く拡大防止エリア、……」と修正します。 ※同一語句は統一して修正を行います。
4	イノシシ	個体調整等による捕獲	捕獲目標数の設定について、被害防止に向けて積極的に取り組むことを強調すべきである。	P.15 文章 「近年の捕獲数や捕獲の担い手の現状等を考慮しつつも、当面の間、捕獲数は2万頭程度を目安に、毎年度、市町村実施計画の中で、目撃効率、捕獲効率、農業被害等の状況を踏まえ、積極的な被害防止に向けた目標数を設定する。」と修正します。
5	イノシシ	住宅地等における獣の侵入及びその抑制に関する注意事項	各獣とも同一の記載であるため、適切か見直す必要がある。	P.22 文章 このため、まずは住宅地等への侵入を防止し、人と獣との生活圏を分離する生息地環境の整備などの対策を行うとともに、出没する場合は、次の対策を行う。 ・突発的な出没には、生息情報を収集する。状況に応じて、捕獲による個体数のコントロールや移動ルートの遮断を行う。 ・住宅地等の環境に慣れた個体の出没には、捕獲による個体数のコントロールや移動ルートの遮断を行う。 「人慣れした特定の個体が出没する場合には、人慣れ個体の除去及び周辺の森林地帯での捕獲による個体数のコントロールの強化を実施する。」 「また、麻酔銃を使用した捕獲を行う場合には、捕獲の安全性や迅速性を比較・検討し、麻酔銃猟によることが適切と判断される場合に実施することとし、鳥獣保護管理法第38条の2の許可を受ける。さらに、周辺住民等に周知を図るとともに、一般的な銃猟よりも安全性を高め、危害の防止が十分確保されている場合に実施する。」を削除します。
6	ニホンザル	計画の背景	農業被害拡大の要因として、ニホンザルの生息数を直接観察できないことを挙げるのは不適と考えられる。	P.1 文章 「一方では、生息数を直接観察できないことから、野生鳥獣の管理をする上では自然界での様々な不確実性の要因が存在することを考慮する必要がある。」と修正します。
7	ニホンザル	計画の目的	計画の目的として、「ニホンザルの地域個体群の長期にわたる安定的な維持」は前提である。その前提のもと、積極的に管理を行うことを明記すべきである。	P.2 文章 「鳥獣保護管理法に基づき、現時点の知見をもとに従前の特定計画を見直し、新たな特定計画を策定し、計画対象区域に生息するニホンザルの長期にわたる安定的な維持を前提としつつ、農業被害等の未然防止又は減少等を積極的に図ることにより、人とニホンザルの適切な関係を構築する。このため、被害増加の懸念に対処する積極的な加害個体及び加害群の除去を進めることとする。」と修正します。
8	ニホンザル	目標を達成するための施策の基本的な考え方	語句として「高密度エリア」や「中密度エリア」を用いるのは正確性が欠けると考える。また、「重点管理エリア」と「管理エリア」の併記は誤解を招く恐れがある。	P.11 文章 「これを基に計画対象区域に生息するニホンザルの長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農業被害等の減少を図る重点管理エリア、分布域の縮減に重点を置く拡大防止エリアの2種類に区分し、ニホンザルの加害レベルの評価を参考にしつつ、有効な施策を推進する。」と修正します。 ※同一語句は統一して修正を行います。

第二種特定鳥獣管理計画（案）に係る検討会意見と県の対応

資料2-4

日時：平成29年2月27日（月）  
午後2時から午後4時まで  
場所：愛知県自治センター4階 第3会議室

第二種特定鳥獣管理計画(案)に係る意見

番号	計画	項目	意見の概要	県の対応
9	ニホンザル	個体調整等による捕獲	捕獲目標数の設定について、被害防止に向けて積極的に取り組むことを強調すべきである。	P.16 文章 「農業等への加害群を中心に選択的に排除することを基本とする。近年の捕獲数や捕獲の担い手の現状等を考慮しつつも、当面の間、捕獲数は、毎年度、市町村実施計画の中で、目撃効率、捕獲効率、農業被害等の状況を踏まえ、積極的な被害防止に向けた目標数を設定する。」と修正します。
10	ニホンザル	モニタリングの実施	ニホンザルの被害拡大防止には、加害群の分布等の把握が重要であり、5kmメッシュ単位ではなく、分布を把握する必要がある。	P.19 表10 加害群の調査:「農業被害及び加害群の分布をマップとして作成」と修正します。
11	ニホンザル	計画の評価	同上	P.20 文章 「生息状況、被害状況及び防除対策の各モニタリングの評価・検討は、次のとおり行う。 ・捕獲実績のデータをマップ(5kmメッシュ)に集約する。 ・農業被害及び加害群の分布等をマップに集約する。 ・防除対策の効果等を評価する。 ・課題及び改善点等を抽出し、その対応策について検討を行う。」と修正します。
12	ニホンジカ	計画の背景	農業被害拡大の要因として、ニホンジカの生息数を直接観察できないことを挙げるのは不適と考えられる。	P.1 文章 「一方では、生息数を直接観察できないことから、野生鳥獣の管理をする上では自然界での様々な不確実性の要因が存在することを考慮する必要がある。」と修正します。
13	ニホンジカ	計画の目的	計画の目的として、「イノシシの地域個体群の長期にわたる安定的な維持」は前提である。その前提のもと、積極的に管理を行うことを明記すべきである。	P.2 文章 「鳥獣保護管理法に基づき、現時点の知見をもとに従前の特定計画を見直し、新たな特定計画を策定し、ニホンジカの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を前提としつつ、農林業被害等の未然防止又は減少等を積極的に図ることにより、人とニホンジカの適切な関係を構築する。このため、近年の急速な生息数の増加や分布域の拡大、被害増加の懸念に対処するため、統計的な手法を用いて把握した生息状況を踏まえて、効果的かつ積極的な捕獲等を進め、生息数・生息密度を減少させることとする。」と修正します。
14	ニホンジカ	林業被害の状況	ニホンジカの林業被害状況について、新植地の被害の現状を踏まえて記載すべきである。	P.11 文章 「～被害面積は30ha以上となっている。近年、被害が減少しているのは、人工造林面積が減少しているためであり、新植した林業苗木の被害は壊滅的で深刻な問題となっている。」と修正します。
15	ニホンジカ	目標を達成するための施策の基本的な考え方	語句として「高密度エリア」や「中密度エリア」を用いるのは正確性が欠けると考える。また、「重点管理エリア」と「管理エリア」の併記は誤解を招く恐れがある。	P.15 文章 「このため対象区域を地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農林業被害等の減少を図る重点管理エリア、分布域の縮減に重点を置く拡大防止エリアの2種類に区分し、各エリアの目標に応じた施策を推進する。」と修正します。 ※同一語句は統一して修正を行います。
16	ニホンジカ	住宅地等における獣の侵入及びその抑制に関する注意事項	各獣とも同一の記載であるため、適切か見直す必要がある。	このため、まずは住宅地等への侵入を防止し、人と獣との生活圏を分離する生息地環境の整備などの対策を行うとともに、出没する場合は、次の対策を行う。 ・突発的な出没には、生息情報を収集する。状況に応じて、捕獲による個体数のコントロールや移動ルートの遮断を行う。 ・住宅地等の環境に慣れた個体の出没には、捕獲による個体数のコントロールや移動ルートの遮断を行う。 「人慣れた特定の個体が出没する場合には、人慣れ個体の除去及び周辺の森林地帯での捕獲による個体数のコントロールの強化を実施する。」 「また、麻酔銃を使用した捕獲を行う場合には、捕獲の安全性や迅速性を比較・検討し、麻酔銃によることが適切と判断される場合に実施することとし、鳥獣保護管理法第38条の2の許可を受ける。さらに、周辺住民等に周知を図るとともに、一般的な銃猟よりも安全性を高め、危害の防止が十分確保されている場合に実施する。」を削除します。
17	カモシカ	計画の背景	カモシカの林業被害状況について、新植地の被害の現状を踏まえて記載すべきである。	P.2 文章 「平成27年度の林業被害が、平成19年度の約23haから約2haと大幅に減少しているのは、人工造林面積が減少しているためであり、新植した林業苗木の被害は壊滅的で深刻な問題となっている。」と修正します。

日時：平成29年2月27日（月）  
午後2時から午後4時まで  
場所：愛知県自治センター4階 第3会議室

第二種特定鳥獣管理計画(案)に係る意見

番号	計画	項目	意見の概要	県の対応
18	カモシカ	計画の背景	林業被害拡大の要因として、カモシカの生息数を直接観察できないことを挙げるのは不適と考えられる。	P.2 文章 「一方では、生息数を直接観察できないことから、野生鳥獣の管理をする上では自然界での様々な不確実性の要因が存在することを考慮する必要がある。」と修正します。
19	カモシカ	計画の目的	計画の目的として、「カモシカの地域個体群の長期にわたる安定的な維持」は前提である。その前提のもと、積極的に管理を行うことを明記すべきである。	P.2 文章 「鳥獣保護管理法に基づき、現時点の知見をもとに従前の特定計画を見直し、新たな特定計画を策定し、ニホンカモシカの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を前提としつつ、農林業被害等の未然防止又は減少等を積極的に図ることにより、人とニホンカモシカの適切な関係を構築する。このため、ニホンカモシカが文化財保護法に基づく特別天然記念物であることを考慮しつつ、被害個体及びそのおそれのある個体の除去を進めることとする。」と修正します。
20	カモシカ	現状及び課題	カモシカの農業被害状況について、現況の補足説明が必要である。	P.11 文章 「分布域が広がっていることから、今後さらに増加する可能性がある。」と追記します。
21	カモシカ	現状及び課題	カモシカの林業被害状況について、新植地の被害の現状を踏まえて記載すべきである。	P.12 文章 「過去15年間の林業被害(実損面積)は、表6及び図9に示すとおりである。被害が平成19年度をピークに減少傾向にあるのは、人工造林面積が減少したためであり、新植した林業苗木の被害は壊滅的で深刻な問題となっている。」と修正します。
22	カモシカ	現状及び課題	カモシカの林業被害状況について、新植地の被害の現状を踏まえて記載すべきである。	P.13 文章 「ただし、林業被害は減少傾向にある。」を削除します。
23	カモシカ	住宅地等における獣の侵入及びその抑制に関する注意事項	各獣とも同一の記載であるため、適切か見直す必要がある。	P.24 文章 「このため、まずは住宅地等への侵入を防止し、人と獣との生活圏を分離する生息地環境の整備などの対策を行うとともに、出没する場合は、次の対策を行う。 ・突発的な出没には、生息情報を収集し、状況に応じて移動ルートの遮断を行う。」と修正します。 「・住宅地等の環境に慣れた個体の出没には、捕獲による個体数のコントロールや移動ルートの遮断を行う。 ・人慣れた特定の個体が出没する場合には、人慣れ個体の除去及び周辺の森林地帯での捕獲による個体数のコントロールの強化を実施する。 また、麻醉銃を使用した捕獲を行う場合には、捕獲の安全性や迅速性を比較・検討し、麻醉銃によることが適切と判断される場合に実施することとし、鳥獣保護管理法第38条の2の許可を受ける。さらに、周辺住民等に周知を図るとともに、一般的な銃よりも安全性を高め、危害の防止が十分確保されている場合に実施する。」を削除します。
24	共通	—	本編中の文書に関連する資料編の参照先を明記すべきである。	本編中の文書に関連する資料編の参照先を明記します。